

陳 情 文 書 表

平成 2 9 年 第 3 回 神 奈 川 県 議 会 定 例 会

平 成 2 9 年 9 月 8 日

陳情番号	125-1	付議年月日	29.9.8
件名	鎌倉市由比ガ浜4丁目商業施設・共同住宅建設に伴う交通環境の整備を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
防災警察常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>平成27年11月に、由比ガ浜4丁目1102番4外2筆(鎌倉シーサイドテニスクラブ跡地)に、大和情報サービス株式会社による商業施設・NTT都市開発株式会社による共同住宅建設の大規模開発事業が届出されました。商業施設の駐車場159台・共同住宅駐車場93台を有し、商業施設へ車での来退店経路主導線は、国道134号線の海浜公園前交差点より都市計画道路の由比ガ浜関谷線から左折IN右折OUTで誘導する考えであることを示しております。なお、商業施設へ車での来退店台数はピーク時1時間当たり160台を想定しており、これにより国道134号線が最も影響を受けることになる。現状でも当該道路の海浜公園前交差点の直近にある滑川交差点は渋滞が常態化しており交通の許容量を超過しております。また周辺住民の生活道路である北側市道への流入を防ぐため右折OUTとしていますが実効性が見られず反対車線の通行車両との衝突の危険も危惧されます。市内の慢性的な交通渋滞に拍車がかかることや、防災・救急面での悪影響が懸念され市民生活を脅かすことにもなりかねず、交通渋滞はもとより通行車両・歩行者等の安全を守るためにも交通問題の課題解決策として、<u>国道134号線海浜公園前交差点に右折レーンの増設・四車線の確保等と、右折OUTへの信号器設置等の法的規制を設けるよう交通環境の整備を求める陳情をいたします。</u></p> <p>2 陳情の理由</p> <p>由比ガ浜海岸を含む当開発地域周辺においては海浜公園が隣接しており、近年サーフボードを付けた自転車、老若男女による犬の散歩、ジョギング、ウォーキング等生活を楽しむ市民が多く行きかい公園内では子供達^{たち}がスポーツに勤しみ、イベントも開催されております。そこに多くの観光客が訪れ特に週末は人と車であふれる状況です。国道134号線は片側一車線の道路であり、海浜公園前交差点に右折車が停車した場合には坂ノ下方面に向かう直進車両がストップし渋滞が更に悪化することは明白であります。事業者による交通量調査報告によるシミュレーション結果では渋滞は発生しない、問題はないとの見解が示されておりますが、現況としては、同交差点の直近にある国道134号線の滑川交差点は渋滞が常態化しており、更に時間当たり片側80台の車が流れ込むことにより渋滞が互いに連鎖し促進する状況となります。なお、右折レーン設置については、鎌倉市まちづくり審議会の答申、それを受けての市長の助言又は指導内容にも明記されております。海浜公園前交差点と滑川交差点との短い距離の間に県営地下駐車場の導入路が左右に在り道路幅員が制約された状況になっておりますが、道路幅員を拡幅し海岸側(坂ノ下方面)車線を二車線とし海浜公園前交差点に右折レーンを新設、直進車両の流れを確保する。また、公園側車線(滑川方面)歩道幅を削減や、地下駐車場の導入路、上の構造物を移設し道路幅員を確保して通過車両が地下駐車場入口の外壁へ衝突しない対策とし、公園側車線にも逗子方面への直進車線、県道21号線(横浜鎌倉線)への左折車線と二車線とすることや、右折OUTへの法的規制を設ける等、事業者ならびに関係機関におかれましては歩行者ならびに車両の安全及び円滑な通行が両立出来るように交通環境の整備を強く要望する次第です。</p>			

陳情番号	125-2	付議年月日	29.9.8
件名	鎌倉市由比ガ浜4丁目商業施設・共同住宅建設に伴う交通環境の整備を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
建設・企業常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>平成27年11月に、由比ガ浜4丁目1102番4外2筆(鎌倉シーサイドテニスクラブ跡地)に、大和情報サービス株式会社による商業施設・NTT都市開発株式会社による共同住宅建設の大規模開発事業が届出されました。商業施設の駐車場159台・共同住宅駐車場93台を有し、商業施設へ車での来退店経路主導線は、国道134号線の海浜公園前交差点より都市計画道路の由比ガ浜関谷線から左折IN右折OUTで誘導する考えであることを示しております。なお、商業施設へ車での来退店台数はピーク時1時間当たり160台を想定しており、これにより国道134号線が最も影響を受けることになる。現状でも当該道路の海浜公園前交差点の直近にある滑川交差点は渋滞が常態化しており交通の許容量を超過しております。また周辺住民の生活道路である北側市道への流入を防ぐため右折OUTとしていますが実効性が見られず反対車線の通行車両との衝突の危険も危惧されます。市内の慢性的な交通渋滞に拍車がかかることや、防災・救急面での悪影響が懸念され市民生活を脅かすことにもなりかねず、交通渋滞はもとより通行車両・歩行者等の安全を守るためにも交通問題の課題解決策として、<u>国道134号線海浜公園前交差点に右折レーンの増設・四車線の確保等</u>と、<u>右折OUTへの信号器設置等の法的規制を設けるよう交通環境の整備を求める陳情をいたします。</u></p> <p>2 陳情の理由</p> <p>由比ガ浜海岸を含む当開発地域周辺においては海浜公園が隣接しており、近年サーフボードを付けた自転車、老若男女による犬の散歩、ジョギング、ウォーキング等生活を楽しむ市民が多く行きかい公園内では子供達^{たち}がスポーツに勤しみ、イベントも開催されております。そこに多くの観光客が訪れ特に週末は人と車であふれる状況です。国道134号線は片側一車線の道路であり、海浜公園前交差点に右折車が停車した場合には坂ノ下方面に向かう直進車両がストップし渋滞が更に悪化することは明白であります。事業者による交通量調査報告によるシミュレーション結果では渋滞は発生しない、問題はないとの見解が示されておりますが、現況としては、同交差点の直近にある国道134号線の滑川交差点は渋滞が常態化しており、更に時間当たり片側80台の車が流れ込むことにより渋滞が互いに連鎖し促進する状況となります。なお、右折レーン設置については、鎌倉市まちづくり審議会の答申、それを受けての市長の助言又は指導内容にも明記されております。海浜公園前交差点と滑川交差点との短い距離の間に県営地下駐車場の導入路が左右に在り道路幅員が制約された状況になっておりますが、道路幅員を拡幅し海岸側(坂ノ下方面)車線を二車線とし海浜公園前交差点に右折レーンを新設、直進車両の流れを確保する。また、公園側車線(滑川方面)歩道幅を削減や、地下駐車場の導入路、上の構造物を移設し道路幅員を確保して通過車両が地下駐車場入口の外壁へ衝突しない対策とし、公園側車線にも逗子方面への直進車線、県道21号線(横浜鎌倉線)への左折車線と二車線とすることや、右折OUTへの法的規制を設ける等、事業者ならびに関係機関におかれましては歩行者ならびに車両の安全及び円滑な通行が両立出来るように交通環境の整備を強く要望する次第です。</p>			

陳情番号	126	付議年月日	29.9.8
件名	「薬害肝炎救済法の延長を求める意見書」の採択を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>[陳情の趣旨]</p> <p>貴議会において、「薬害肝炎救済法の延長を求める意見書」を議決し、関係機関に提出いただくよう陳情いたします。</p> <p>[陳情の理由]</p> <p>我が国における薬害肝炎問題を解決するため、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（薬害肝炎救済法）が、平成20年1月11日に参議院本会議の全会一致で可決成立し、同月16日に公布施行されてから早10年が経過しようとしています。</p> <p>この間、本邦における薬害肝炎の被害者のうち2,278人（厚労省発表平成29年4月末時点）が救済法による救済を受けてきましたが、特定フィブリノゲン製剤等によるC型肝炎感染者数は1万人以上（企業推計、ただし1980年代以降）と推定されており、未だに多くの被害者が救済されないままとなっています。</p> <p>厚生労働省では、各医療機関に残存するカルテ等の調査を促していますが、カルテ等の調査が実施されていない医療機関が未だ数多く存在します。また、現実にカルテ等の確認作業や調査に取り組んでいる医療機関も全国に複数存在しますが、救済法の請求期限である平成30年1月15日までに調査及び請求を完了できる見込みは立っていません。</p> <p>救済法前文に明記されているとおり「我々は、人道的観点から、早急に感染被害者の方々を投与の時期を問わず一律に救済しなければならないと考える。」との理念からすれば、附則第3条「給付金等の請求期限については、この法律の施行後における給付金等の支給の請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。」との規定にしたがって、救済法の請求期限を延長すべき状況にあります。</p> <p>また、この機会に、救済法における救済の不十分な以下の点についても、救済法の対象とし、薬害肝炎問題の全面解決に向け、薬害被害者が安心して暮らせるように法改正を進めるべきです。</p> <p>① 症状悪化の場合の請求期限の撤廃（救済法第7条、同第9条）</p> <p>② 慢性肝炎を経ずに劇症肝炎により死亡した場合を救済すること（救済法第6条1号）</p> <p>③ 特定血液製剤以外の血液製剤によるC型肝炎感染も救済法の対象とすること</p> <p>以上のことから、貴議会におかれましても、薬害肝炎被害者の全面救済のため、関係機関に対して意見書を提出してくださるよう陳情いたします。</p>			

陳情番号	127	付議年月日	29.9.8
件名	消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>【陳情趣旨】</p> <p>市民生活向上のためのご尽力に心から敬意を表します。</p> <p>「賃金が減っている」「年金が減ったのに、医療も介護も負担が重すぎる」—消費税増税路線、大企業優遇の「アベノミクス」で、格差と貧困は拡大する一方です。安倍政権は、特定の産業や業界、企業だけが潤うような「政治の私物化」を行っています。国の税収も所得税、法人税、消費税の3税すべてが減ってしまい、アベノミクスの失政は、経済と財政に深刻な影響を与えています。</p> <p>いまこそ、税金の集め方、使い方を切り替える時です。</p> <p>「社会保障や財政再建のため」と国民を欺き、所得の少ない人ほど負担が重い消費税増税ではなく、巨額の富を蓄えている大富豪や大企業に応分の負担を求める税制にするべきです。大軍拡や大型開発中心の予算にメスを入れ、税金は社会保障、若者、子育て支援などに優先して使うべきです。そうすれば、格差と貧困を是正することができ、景気の回復にも役立ちます。その道こそ、日本国憲法を生かした経済政策ではないでしょうか。</p> <p>以上の趣旨から、下記の事項について陳情いたします。</p> <p>【陳情事項】</p> <p>消費税10%への引上げ撤回の陳情を採択し、政府に意見書を提出すること。</p>			